

報告事項について

< 1. 水俣病対策 >

- (1) 水俣病問題について-----1

< 2. 化学物質対策 >

- (2) 化学物質審査規制法の改正等について-----5
(3) 化学物質審査規制法の施行状況について-----147
(4) 化学物質をめぐる国際情勢の最近の動き-----151
 ①水銀規制に関する国際的動向について
 ②ストックホルム条約第4回締約国会議 (COP4) の結果について
 ③第2回国際化学物質管理会議 (ICCM2) の結果について
(5) 工業用ナノ材料に関する環境影響防止ガイドラインについて-----163
(6) 化学物質の環境リスク初期評価 (第7次とりまとめ) の結果について--169

*上記に加え(5)の資料として

「工業用ナノ材料に関する環境影響防止ガイドライン」を別添



(1) 水俣病問題について

水俣病対策をめぐる現状について

平成16年の最高裁判決後の公健法認定申請者の急増

- 公健法認定申請の未処分件数（関西訴訟最高裁判決～8/31現在）

熊本県	鹿児島県	新潟県・新潟市	合計
3,923名	2,789名	40名	6,752名

新たな損害賠償請求訴訟の提訴と原告の増加

- 現在係属されている損害賠償請求訴訟は、以下のとおり。
 - 17年10月 不知火患者会訴訟（原告）21年7月31日第17陣69名が提訴、計1,879人
（被告）国・熊本県・チッソ
 - 19年4月 新潟水俣病第3次訴訟（原告）17人（被告）国・新潟県・昭和電工
 - 19年10月 水俣病被害者互助会訴訟（原告）9人（被告）国・熊本県・チッソ
 - 21年2月 不知火患者会訴訟（大阪地裁）（原告）12人
（被告）国・熊本県・チッソ
 - 21年6月 新潟水俣病第4次訴訟（原告）27人（被告）国・昭和電工
- ※ この他、水俣病認定申請棄却処分取消訴訟等が3件提訴されている。

新保健手帳の増加

- 17年10月から申請受付を再開した新保健手帳の申請者数等については、以下のとおり。

	(8月末現在)			
	熊本県	鹿児島県	新潟県	合計
申請者数	22,223	4,580	418	27,221
審査終了件数※1	21,596(385)	4,459(128)	412(20)	26,467(533)
交付件数 ※2	19,328(349)	3,997(107)	363(4)	23,608(460)

※1 ()内は審査終了件数のうち、公健法認定申請中の者の数

※2 ()内は保健手帳交付者のうち、公健法認定申請を取り下げた者の数

認定審査会の動き

- 関係県市の認定審査会の状況については、以下のとおり。
 - 熊本県 19年3月に再開、以後19年5月・7月、21年2月・6月・7月に開催
 - 鹿児島県 20年12月に再開（1回限り）
 - 新潟県・市 19年3月に再開、以後19年12月、20年12月、21年4月に開催

申請者医療事業受給者の増加

- 申請者医療事業受給者数（関西訴訟最高裁判決～9/1現在）

熊本県	鹿児島県	新潟県・新潟市	合計
3,565名	2,424名	10名	5,999名

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決 に関する特別措置法の概要

1. 救済及び解決の原則

- ① 認定患者に対する確実な補償
- ② 救済を受けるべき人々のあとう限りの救済
- ③ 関係事業者の費用負担についての責任及び地域経済への貢献の確保

2. 救済措置の方針

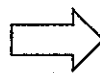
政府は、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者等これに準ずる者を救済するための救済措置の方針を策定・公表
〔一時金(原因企業負担)、療養費・療養手当(国・県負担)〕

①口の周囲の触覚・痛覚の感覚障害、②舌の二点識別覚の障害、③求心性視野狭窄の所見を考慮するための取扱いを当該方針に定める。

政府は、水俣病被害者手帳に関する事項を定める
〔療養費(国・県負担)〕

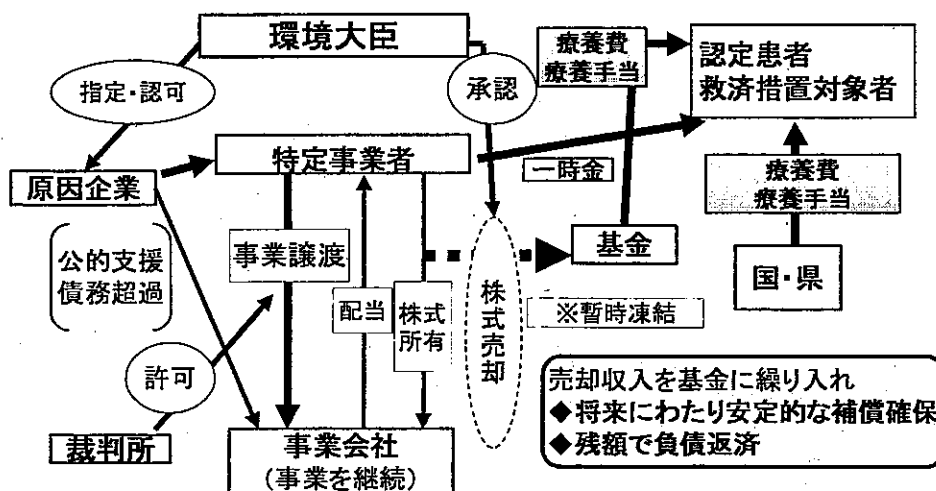
3. 解決に向けた取組

- ① 救済措置の実施
- ② 認定等の申請処分の促進
- ③ 紛争の解決
- ④ 新規認定等の終了



救済を受けるべき方々をあとう限りすべて救済

4. 将来にわたり補償を確保するための関係事業者の経営形態の見直し



5. その他の取組

- 地域振興
- 地域住民の健康増進・健康不安解消・地域社会の絆の修復
- メチル水銀による環境汚染の監視等
- 調査研究



(2) 化学物質審査規制法の改正等 について

資料 3-(2)

- 別紙 1-1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の公布について
- 別紙 1-2 改正後の化学物質審査規制法の概要
- 別紙 1-3 法改正のイメージ
- 参考 1-1 改正後の化学物質審査規制法
- 参考 1-2 改正化学物質審査規制法に対する衆議院附帯決議
- 参考 1-3 改正化学物質審査規制法に対する参議院附帯決議
- 別紙 2-1 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（一次答申）
- 別紙 2-2 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（二次答申）
- 別紙 3 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく第二種特定化学物質の表示義務及び技術上の指針の対象となる製品の指定について（答申）
- 別紙 4-1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要
- 別紙 4-2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部を改正する政令の概要
- 別紙 4-3 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の概要

化学物質審査規制法の改正等について

平成 21 年 10 月 28 日

環境省環境保健部

化学物質審査室

1. 「化学物質審査規制法の一部を改正する法律」の公布について

(1) 化学物質審査規制法見直しに係る審議の経緯について

- 平成 18 年 11 月、環境大臣より中央環境審議会に対し、「今後の化学物質環境対策の在り方について」諮問。平成 20 年 1 月より、厚生科学審議会、産業構造審議会との合同委員会^(*)を 3 回、合同ワーキンググループを 4 回開催。
- 平成 20 年 10 月 23 日に同委員会報告書案が取りまとめられ、10 月 31 日から 12 月 1 日までパブリックコメントを実施。52 の個人・団体からのべ 254 件の意見が提出。
- 12 月 22 日、合同委員会報告書を取りまとめるとともに、中央環境審議会会長より環境大臣に対し、化学物質審査規制法の見直しに関する答申（「今後の化学物質環境対策の在り方について（答申）」）が行われた。

(*) 中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会、厚生科学審議会化学物質制度改正検討部会化学物質審査規制制度の見直しに関する専門委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質管理企画小委員会による合同委員会。

- 平成 21 年 2 月 24 日に閣議決定し、通常国会に提出。衆議院、参議院での審議を経て、同年 5 月 13 日に成立、5 月 20 日に公布。

(2) 化学物質審査規制法の一部を改正する法律

別紙 1-1～1-3 のとおり。

2. 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について
(答申)」について

(1) 審議の経緯について

- 平成 21 年 6 月、環境大臣より中央環境審議会に対し、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制について」諮問。
- 平成 21 年 6 月及び 7 月に、中央環境審議会、薬事・食品衛生審議会、及び産業構造審議会において審議を行い、その結果が取りまとめられた。これを受け、7 月 1 日及び 7 月 30 日に、中央環境審議会会長より環境大臣に対し、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(以下「POPs 条約」という。)の附属書改正に伴い新たに追加されたペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(以下「PFOS」という。)等 12 物質を、化学物質審査規制法の第一種特定化学物質に追加すること等に関する答申が行われた。

(2) 答申

別紙 2-1, 2-2 のとおり。

(3) 今後の対応について

環境省は、本答申を踏まえ、厚生労働省及び経済産業省とともに、政令の改正事項等の検討など、所要の措置を講ずる予定。

3. 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく第二種特定

化学物質の表示義務及び技術上の指針の対象となる製品の指定につ

いて（答申）」について

(1) 審議の経緯について

- 平成 21 年 7 月、環境大臣より中央環境審議会に対し、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく第 2 種特定化学物質の表示義務及び技術上の指針の対象となる製品の指定について」諮問。
- 平成 21 年 7 月に、中央環境審議会、薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会において審議を行い、その結果が取りまとめられた。これを受け、7 月 30 日に中央環境審議会会長より環境大臣に対し、表示義務及び技術上の指針の対象となる第二種特定化学物質使用製品に関する答申が行われた。

(2) 答申

別紙 3 のとおり。

(3) 今後の対応について

環境省としては、本答申を踏まえ、厚生労働省及び経済産業省とともに、政令の改正事項等の検討など、所要の措置を講ずる予定。

4. 化学物質審査規制法施行令の改正について

(1) 化学物質審査規制法施行令の改正の概要

平成 21 年 5 月、化学物質審査規制法の一部を改正する法律が成立した。また、同年 5 月に開催された POPs 条約第 4 回締約国会合において PFOS 等 12 物質を新たに廃絶・制限の対象物質とすることが決定された。

このような国内外の動向をふまえ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令について、上記 12 物質を第一種特定化学物質に追加する等、所要の措置を行うもの。

(2) 改正の経緯

○平成 21 年 6 月及び 7 月にかけて、中央環境審議会、薬事・食品衛生審議会、及び産業構造審議会における審議結果を踏まえ、とりまとめられた施行令案について、9 月 3 日から 10 月 2 日までパブリックコメントを実施。その結果、6 の個人・団体からのべ 5 件の意見が提出。

○これらの意見を踏まえ、施行令案をとりまとめ、平成 21 年 10 月 27 日に閣議決定された。

(3) 改正の内容

別紙 4-1～4-3 のとおり。

(4) 今後の対応について

環境省としては、化学物質審査規制法及びその施行令改正を受け、その円滑な運用に向け、厚生労働省及び経済産業省とともに、省令等の改正事項等の検討など、所要の措置を講ずる予定。

ただし、上記2(1)の①から④(すべての化学物質に係る製造・輸入数量等の届出、優先評価化学物質の指定、第二種・第三種監視化学物質の廃止等)については、本日から2年を超えない範囲において政令で定める日(平成23年4月1日を予定)。**【第2段階改正】**

※ 施行期日及び経過措置等の規定については、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律」の附則を参照。

4. 改正後の化学物質審査規制法の全文(別紙1-2参照)

<第1段階改正後の条文> (平成22年4月1日施行予定)

<第2段階改正後の条文> (平成23年4月1日施行予定)

(参考) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律

化学物質審査規制法の主な改正点

(引用条文は第2段階改正後のもの)

1. 定義

- ① 難分解性の性状を有さないものを「第二種特定化学物質」として指定できるよう、自然的作用による化学的変化を生じにくいものとしている要件を削る。(第2条第3項関係)
- ② 「第一種監視化学物質」の名称を「監視化学物質」に改める。(第2条第4項関係)
- ③ その化学物質に関して得られている知見等からみて、継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがあるものでないこと等が明らかであると認められないこと等により、当該化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害等を生ずるおそれがあるものであるかどうかについての評価を優先的に行う必要があると認められる化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定するものを「優先評価化学物質」とする。(第2条第5項関係)
- ④ 既存化学物質名簿に記載されている化学物質等を「一般化学物質」とする。(第2条第7項関係)
- ⑤ 「第二種監視化学物質」及び「第三種監視化学物質」を廃止する。

2. 新規化学物質に関する確認制度の拡大

新規化学物質の製造又は輸入開始前の届出について、高分子化合物であって、環境の汚染が生じて人の健康に係る被害等を生ずるおそれがないものとしての基準に該当する旨の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を受けて、その新規化学物質を製造し、又は輸入するときは、当該届出を要しないこととする。(第3条第1項第6号関係)

3. 一般化学物質に関する措置

一般化学物質を製造し、又は輸入した者は、一般化学物質ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量等を経済産業大臣に届け出なければならないこととする。(第8条関係)

4. 優先評価化学物質に関する措置

- ① 優先評価化学物質を製造し、又は輸入した者は、優先評価化学物質ごとに、毎年度、前年

度の製造数量又は輸入数量等を経済産業大臣に届け出なければならないこととする。(第9条関係)

- ② 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、優先評価化学物質による人の健康に係る被害等を生ずるおそれがあるものであるかどうかについての評価を行うに当たって必要があると認めるときは、その製造等の事業を営む者に対し、当該優先評価化学物質の性状に関する試験の試験成績を記載した資料の提出を求めることができることとする。(第10条第1項関係)
- ③ 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、優先評価化学物質の製造等の状況等からみて、その有害性に係る判定をする必要があると認めに至ったときは、その製造等の事業を営む者に対し、有害性の調査の結果を報告すべきことを指示することができることとする。(第10条第2項関係)
- ④ 業として優先評価化学物質を取り扱う者は、優先評価化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その相手方に対し、当該優先評価化学物質の名称等の情報を提供しよう努めなければならないこととする。(第12条関係)

5. 監視化学物質に関する措置

業として監視化学物質を取り扱う者は、監視化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その相手方に対し、当該監視化学物質の名称等の情報を提供しよう努めなければならないこととする。(第16条関係)

6. 第一種特定化学物質に関する措置

- ① 他の物による代替が困難であり、かつ、当該第一種特定化学物質が使用されることにより環境の汚染が生じて人の健康に係る被害等を生ずるおそれがない用途について、第一種特定化学物質の使用が制限されないこととする。(第25条関係)
- ② 業として第一種特定化学物質等を取り扱う者は、第一種特定化学物質等を取り扱う場合においては、技術上の基準に従ってしなければならないこととする。(第28条第2項関係)
- ③ 業として第一種特定化学物質等を取り扱う者は、第一種特定化学物質等を譲渡し、又は提供するときは、第一種特定化学物質等の容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示をしなければならないこととする。(第29条関係)

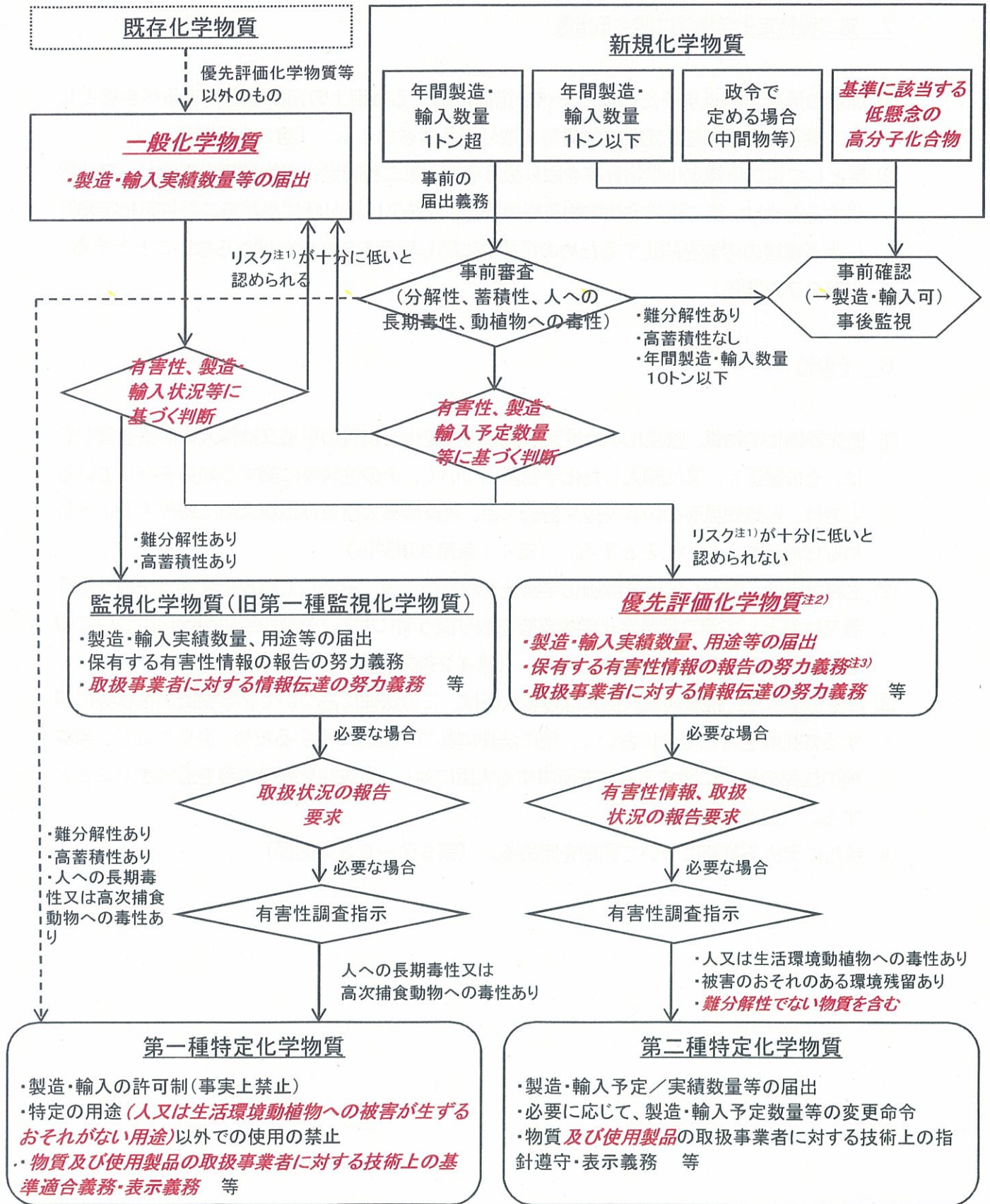
7. 第二種特定化学物質に関する措置

- ① 環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を遵守すべき者として、業として第二種特定化学物質等を取り扱う者を加える。(第36条関係)
- ② 業として第二種特定化学物質等を取り扱う者は、第二種特定化学物質等を譲渡し、又は提供するときは、第二種特定化学物質等の容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示をしなければならないこととする。(第37条関係)

8. その他

- ① 優先評価化学物質、監視化学物質又は第二種特定化学物質の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造し、又は輸入した化学物質について、その性状等に関する知見を有しているときは、当該知見等の内容を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に報告するよう努めなければならないこととする。(第41条第3項関係)
- ② 主務大臣は、業として優先評価化学物質を取り扱う者、業として監視化学物質を取り扱う者又は業として第二種特定化学物質等を取り扱う者に対し、その取扱いの状況について報告を求めることができることとする。(第42条関係)
- ③ 厚生労働大臣、経済産業大臣又は環境大臣は、この法律に基づいて化学物質の性状等に関する知見等を得た場合において、他の法律に基づく措置に資するため、必要に応じ、当該他の法律の施行に関する事務を所掌する大臣に対し、当該知見等の内容を通知することとする。(第47条関係)
- ④ 新たに定める義務について罰則を定める。(第57～63条関係)

※今回改正部分は斜体で表示



注1) 本図において、リスクとは、第二種特定化学物質の要件である、「人への長期毒性又は生活環境動植物への生態毒性」及び「被害のおそれが認められる環境残留」に該当するおそれのことを指す。

注2) 第二種及び第三種監視化学物質は廃止される。これらに指定されていた物質について、製造・輸入数量、用途等を勘案して、必要に応じて優先評価化学物質に指定される。

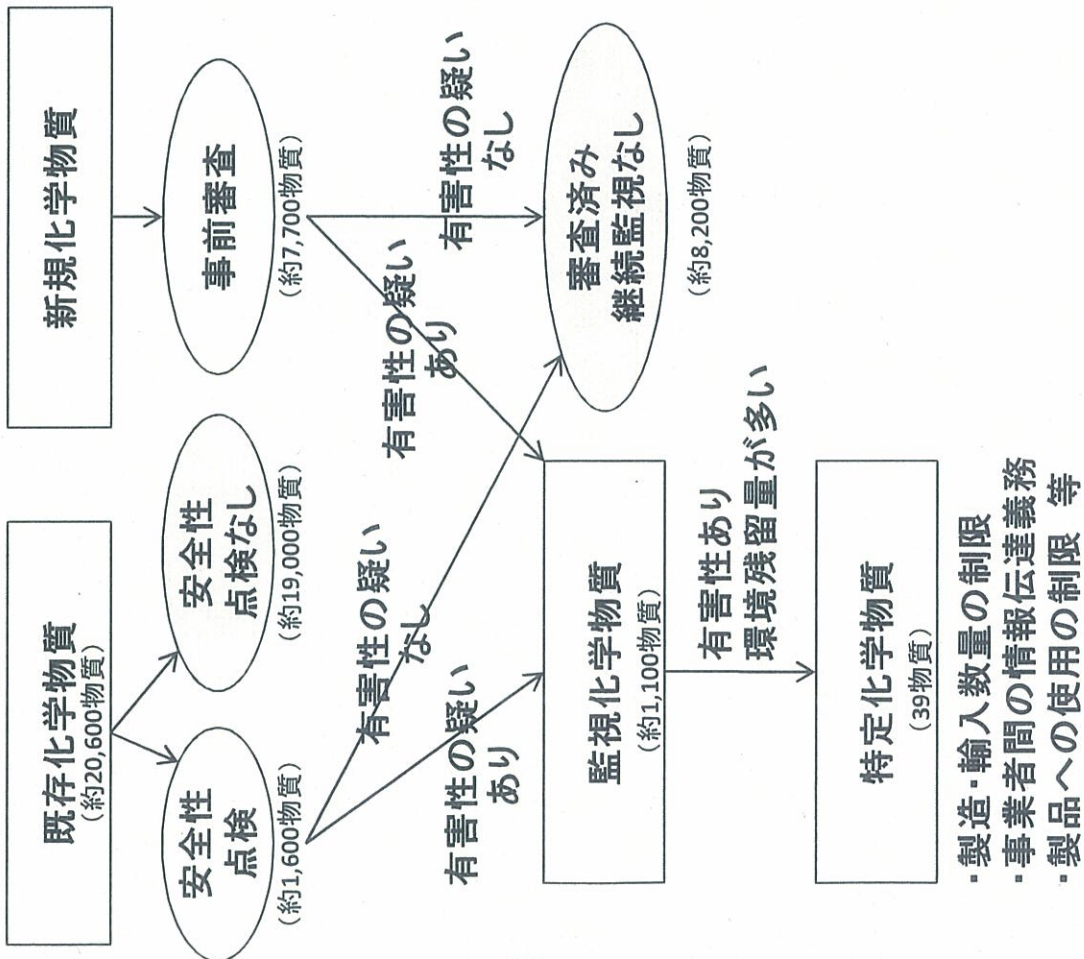
注3) 第二種特定化学物質にも適用される。

注4) 有害性情報を新たに得た場合の報告義務あり。(第一種特定化学物質を除く。)

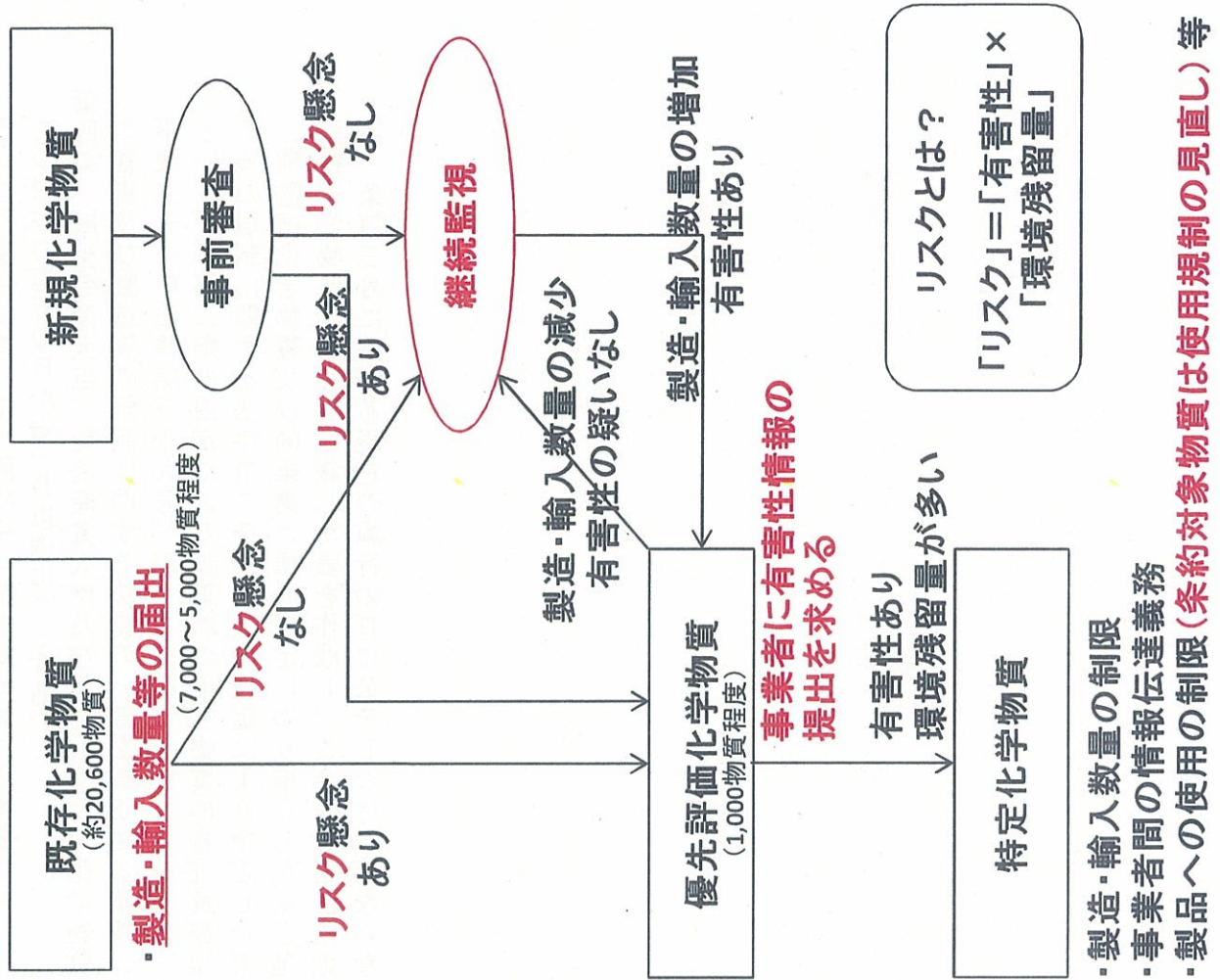
注5) 必要に応じ、取扱方法に関する指導・助言あり。(第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質)

法改正のイメージ

<現行法>



<改正後>



※物質数は2009年1月1日時点の数字を使用。

物質の製造又は輸入の事業を営んでいる者については、その者を第三条第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から一月以内に」とする。

第四条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号。以下この条において「改正法」という。）第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定により指定した第二種監視化学物質及び同条第六項の規定により指定した第三種監視化学物質の名称を記載した表を作成し、これを改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日に公示しなければならない。

くは虚偽の記載をし、又は同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

二 第九条第一項、第十三条第一項又は第三十五条第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第四十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第四十四条第一項から第三項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十七条 一億円以下の罰金刑

二 第五十八条第一号、第二号又は第四号 五千万円以下の罰金刑

三 第五十八条第三号、第五十九条又は前条 各本条の罰金刑
第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）

（第二十一条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項、第三十二条第一項又は第三十五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十三条 第四十五条の規定による命令に違反した場合には、

その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（既存化学物質名簿）

第二条 通商産業大臣は、この法律の公布の際現に業として製造され、又は輸入されている化学物質（試験研究のために製造され、又は輸入されているもの及び試薬として製造され、又は輸入されているものを除く。）の名称を記載した表（以下「既存化学物質名簿」という。）を作成し、これをこの法律の公布の日から三月以内に公示しなければならない。

2 何人も、前項の規定により公示された既存化学物質名簿に関し、訂正する必要があると認めるときは、通商産業省令で定めるところにより、その公示の日から一月以内に限り、その旨を通商産業大臣に申し出ることができる。

3 通商産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、その申出に係る化学物質の名称を既存化学物質名簿に追加し、又は既存化学物質名簿から削除するとともに、その旨をその申出をした者に通知しなければならない。

4 通商産業大臣は、前項の規定による追加又は削除を行なつた既存化学物質名簿をこの法律の施行の日の一月前までに公示しなければならない。

（経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に、前条第四項の規定により公示された既存化学物質名簿に記載されている化学物質以外の化学

するときは（第四条第一項若しくは第二項、第五条第八項又は第十四条第二項の判定に基づきその立案をしようとする場合を除く。）、又は第二条第三項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第二項、第三十五条第一項若しくは第三十六条第一項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき。

二 第二条第四項又は第五項の指定をしようとするとき（次項に規定する手続に従いその指定をしようとする場合を除く。）

三 第四条第一項若しくは第二項、第五条第二項、第三項若しくは第八項、第十条第三項又は第十四条第二項の判定をしようとするとき。

四 第十条第二項又は第十四条第一項の指示をしようとするとき。

五 第三十五条第四項の認定をしようとするとき。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第四条第一項若しくは第二項又は第五条第八項の規定により第三条第一項の届出に係る新規化学物質が第四条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨の判定をしたときは、遅滞なく、当該化学物質について第二条第五項の指定をする必要があるかどうかについて、前項の政令で定める審議会等の意見を聴くものとする。

第八章 罰則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条第一項の許可を受けずに第一種特定化学物質の製造の事業を営んだ者

二 第十八条、第二十四条第一項又は第二十五条の規定に違反した者

三 第二十二条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質を輸入した者

四 第三十三条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五 第三十四条第三項の規定による命令に違反した者

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して新規化学物質を製造し、又は輸入した者

二 第六条の規定に違反した者

三 第十条第二項又は第十四条第一項の規定による指示に違反した者

四 第三十五条第一項又は第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第二種特定化学物質を製造し、若しくは輸入した者又は第二種特定化学物質使用製品を輸入した者

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十一条第一項の規定に違反して製造設備の構造又は能力を変更した者

二 第二十六条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若し